

設計図書等に関する質疑書の回答

令和 7 年 1 月 3 1 日
京都府建設交通部水道政策課

工 事 番 号	
工 事 名	京都府営水道浄水場等運転管理業務委託
工 事 場 所	宇治市宇治下居、木津川市吐師医王寺、京都市西京区御陵大原ほか地内
質問項目	設計図書
[質 問 事 項]	[回 答]
仕様書 P16 1 業務内容 (1)ソ 仮設粉末活性炭注入設備の管理について、各場の運転頻度は何日／年程度でしょうか。 また、運転マニュアルはありますでしょうか。	仮設粉末活性炭注入設備の運転頻度は以下のとおり想定しています。 ・ 宇治浄水場：11 日／年 ・ 木津浄水場：74 日／年 ・ 乙訓浄水場：0 日／年 また、運転マニュアルはあります。
仕様書 P24 8 その他(2) 炭酸ガス注入設備の管理について、運転頻度は何日／年程度でしょうか。 また、運転マニュアルはありますでしょうか。	炭酸ガス注入設備の運転頻度は 60 日／年を想定しています。 また、運転マニュアルはあります。
仕様書 P36【小規模修繕業務】 「6 修繕業務(3)」 「予定額は 9,163 千円（税込）／年」とありますが、未達の場合の扱いはどのようなになりますでしょうか。	予定額に未達の場合は、当該年度に完了した修繕業務の合計額に合わせて委託料の変更を行います。
契約書(案) P6「第 18 条の 3 1 項及び 5 項」 本条項の【専門点検業務】の扱いについてご教示ください。 ①材料費、労務費（電気通信技術者等）にも適用されると理解しておりますが、間違いありませんでしょうか。 ②「見積採用」で設計されている項目は年度末に京都府様にて見積取得を行い、15/1000 を超える額の変更を頂けると理解しておりますが、間違いありませんでしょうか。	①契約書（案）第 18 条の 3（以下、本条項という。）第 1 項については、材料費、労務費（電気通信技術者等）にも適用されます。 本条項第 5 項については、労務費（電気通信技術者等）には適用されません。 ②発注者又は受注者から請求があったときには、契約書（案）のとおり、委託料の変更額について、発注者と受注者とが協議して定めるものです。

以下、①が適用される場合の質問となります。 ③1 項に記載されている「契約締結の日から 12 月を経過」は同条件でしょうか。 （本設計書では令和 6 年 2 月公表の労務単価を採用で最新（令和 7 年 2 月公表（仮））の労務単価の採用で無いため） ④摘要諸経費に改定があった場合スライドの対象でしょうか	③その通りです。 ④諸経費の改定は、本条項第 1 項及び第 5 項の対象ではありません。
--	--